

三田市マンホール蓋認定基準

1. 目的

三田市公共下水道事業等において使用するマンホール蓋を認定する場合の基準として規定する。

2. 認定基準

(1) 社団法人日本下水道協会の認定工場で作られたものであること。

(2) 三田市長に認定申請書を提出し、その内容が適正と認められること。(様式1)

(3) 三田市の性能規定書に適合し、本市が行う製品検査に合格すること。(様式2、3)

下水道用グラウンドマンホール性能規定書

① 一般型 Φ600・Φ900-600・Φ300防護蓋・Φ200防護蓋

② 高性能型 Φ600・Φ900-600

※但し、Φ900-600製品検査については、Φ600製品検査結果、Φ900の同一型式検査結果により省略できる事とする。

3. 認定通知

認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。(様式4、5)

4. 認定期間

認定の有効期間は3年度以内とする。ただし認定期間内に仕様書の改訂があった場合は改訂仕様書の実施日までとする。

5. 認定の更新

認定の更新については、その期間内に申請を行った場合に限り、市との協議により工場検査への立会を省略することができるものとする。

また、審査基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。(様式4、5)

6. 認定の取り消し

認定した製品(製造業者)において下記の事項が生じたときは、三田市の認定を取り消すものとする。(様式6)

(1) 日本下水道協会の認定工場でなくなった場合

(2) 認定申請の内容が履行されなかった場合

(3) 不正や反社会的な事実が認められた場合

(4) 自ら廃業または認定の取り消しを申し出た場合

(5) 緊急時の対応などが迅速に行われなかった場合

7. その他

- (1) 三田市は認定期間内において認定申請書の内容確認など、必要に応じて立ち入り検査の実施や、書類の提出を求めることができる。
- (2) 認定後に納入した製品について、三田市が検査の必要があると認めたときは納入した製品の中から適時抜き取り検査を行うことができる。
- (3) 三田市が行う材質検査、製品検査及び立ち入り検査等に要する費用については、製造業者の負担とする。
- (4) 採用申請および更新手続きの際に実施する工場検査への立会は三田市との協議により省略することができる。
- (5) この基準に疑義が生じた場合は、書面にて内容提示の上、三田市の指示または両者の協議により解決するものとする。